
第7期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画
第3期障害児福祉計画

概 要

令和6年3月

長 岡 市

策定の趣旨

長岡市は、平成9年3月に県内で初めて、障害者基本法に定める市町村障害者計画として「長岡市障害者基本計画」を策定し、平成19年3月には、市町村障害福祉計画と「長岡市障害者基本計画」を一体的にまとめた「第1期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画」を策定しました。平成30年3月には、改正児童福祉法の施行を受け、「第1期障害児福祉計画」を「第5期障害者基本計画・障害福祉計画」と一体的に策定しました。

長岡市においては、人口の減少が続いている一方で、障害者数は緩やかに増加している状況が続いています。障害のある人の高齢化・重度化や、親なき後を見据え、障害のある人が望む暮らしを実現できるように、地域全体で支えるサービス提供体制の構築が求められています。

また、障害のある人への支援については、難病や発達障害、高次脳機能障害など対象者の幅も広く、専門性を備えた支援者が必要とされているほか、障害のある人やその家族による相談も複合化・多様化していることから、介護分野などを含めた関係機関の連携・協力による包括的な相談対応や、日常生活や社会生活全般にわたるきめ細かな支援が求められています。

障害児については、健やかな育成のために障害種別にかかわらず発達支援をすることが必要です。障害の疑いがある段階から身近な地域で支援ができるように、地域の母子保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障害児やその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで切れ目の無い一貫した支援を提供する地域支援体制の構築が求められています。

「第7期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画 第3期障害児福祉計画」は、子どもから大人まで一貫した支援の推進を共通の視点として各施策を推進するとともに、「第7期障害福祉計画」では、国が示す基本指針や、第6期計画の数値目標に対する進捗状況、各年度における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、令和8年度を最終目標年次とした具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込み量を設定しました。また、「第3期障害児福祉計画」においても、障害児支援における各数値目標や、障害福祉サービス等の見込み量を定めました。この計画に基づき、長岡市における障害者施策の一層の充実に取り組みます。

計画の基本理念

この計画では、「誰もが健やかで元気に、安心して暮らせる地域共生社会の実現」を目指すことを基本理念とします。

計画の法的な位置付け

この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画である「長岡市障害者基本計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画である「長岡市障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画である「長岡市障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

計画期間

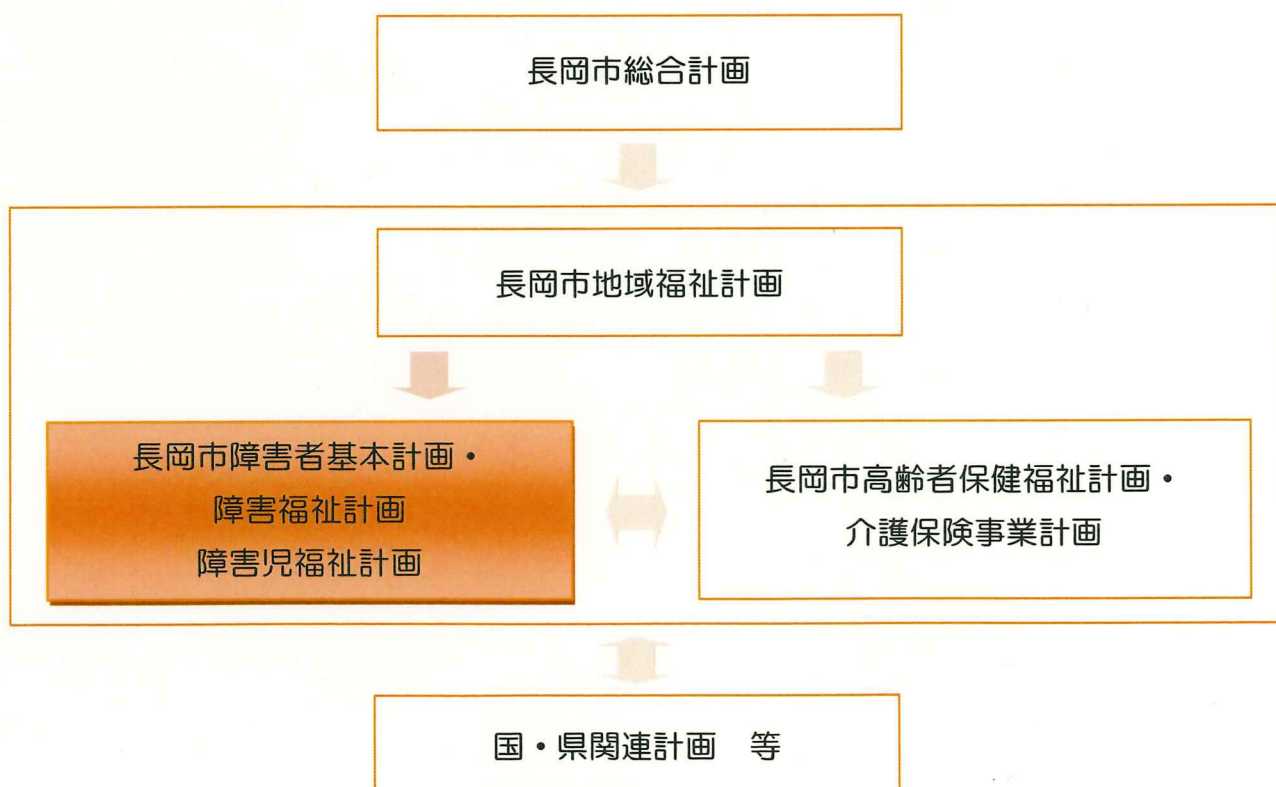
計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 か年とし、令和 8 年度に次期計画を策定します。

計画の推進体制

この計画の推進にあたり、「長岡市障害者施策推進協議会」において進捗管理を行うとともに、新潟県、障害保健福祉圏域（中越圏域）市町村や関係機関と連携を図りながら効果的に事業を実施していきます。

他の計画との関係

この計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画である「長岡市地域福祉計画」を上位計画と位置づけます。また、長岡市のまちづくりの基本となる「長岡市総合計画」をはじめ、「長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「長岡市子育て・育ち“あい”プラン」等の各計画との整合性を図っています。



共通の視点	施策の柱	施策項目	概要
子どもから大人まで一貫した支援の推進	差別解消に向けた相互理解への取組	(1) ともしび運動 (2) 障害と障害のある人に対する理解の普及啓発 (3) 福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自立や社会参加に関わるあらゆる場面で、障害を理由とする差別が生じることなく個人の権利が守られるよう、啓発広報に努めます。 幼少期から障害者福祉に対する理解を深められるよう、福祉教育の充実を図ります。
	地域生活のための体制の充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 地域生活支援の構築 (3) 権利擁護の推進 (4) 経済的な支援 (5) 地域福祉の推進 (6) ボランティア活動等の推進 (7) 情報提供と意思疎通支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 個々の障害の状態に応じたサービスを提供し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談窓口の充実や支援体制の強化を図ります。 必要な障害福祉サービスの確保や地域で支える体制の構築に努めます。
	保健・医療の充実	(1) 早期の発見 (2) 医療・リハビリテーションの充実 (3) 保健活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害の早期発見、医療・リハビリテーションの充実及び予防活動のため、医療機関をはじめとする関係機関と連携を図りながら、相談体制や必要なサービス等の整備を促進します。
	療育・教育の充実	(1) 早期相談・療育施策の充実 (2) 教育施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 特別な支援が必要な子どもに対する早期療育や教育に努めるとともに、能力や適性等に応じた適切な支援体制の充実を図ります。 成長過程で支援が途切れないよう、関係機関と連携し、きめ細かなサポートを行います。
	雇用促進と就労支援	(1) 雇用・就労施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人がその能力と適性に応じて就労することは、地域社会における自立と社会参加を促進するうえで最も重要なことのひとつです。障害のある人の一般就労の促進を図るため、雇用者側・利用者側双方の視点から分析した、様々な雇用支援施策を展開していきます。
	余暇活動の充実	(1) スポーツ・レクリエーションの振興 (2) 文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の生活を豊かにし、生きがいと活力を与えるため、年齢や性別、障害の有無に関わらず誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動、文化活動の普及・推進を図ります。 障害のある人の活動の成果を発表する場や、スポーツ大会に参加する選手を支援します。
	住みよい生活環境の整備	(1) 公共施設等の整備 (2) 住宅環境の整備 (3) 公共交通対策の推進 (4) 防災・防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の社会生活を円滑にするために、外出の支援や移動手段の確保に努めるとともに、必要な環境整備を行います。 住み慣れた住居で安心して自立した生活が送れるよう、住環境の整備を図ります。 災害時、障害のある人等の要配慮者が安心して避難できるよう、避難支援体制整備や良好な避難所環境の整備などに努めます。

障害福祉サービス等の提供基盤の整備（障害福祉計画）

障害福祉計画には、国の基本指針に基づき、地域の実情や第6期計画の実績から、令和8年度を目標年度とした数値目標、各年度におけるサービスの見込量及び見込量を確保するための方策を盛り込んでいます。

区 分		基準値	令和8年度目標値	
福祉施設の入所者の地域生活への移行	入所者削減見込数	令和4年度末時点の入所者数 294人	15人	5.0%以上
	地域生活移行者数		18人	6.0%以上
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		—	保健・医療・福祉関係者等による協議の場での議論を年5回程度継続して実施し、精神障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすくなる仕組みを構築する。	
地域生活支援の充実		—	障害のある人が地域で安心して生活するために、障害の重度化、障害のある人やその家族の高齢化や親なき後を見据え、地域の関係機関の連携のもとで、地域全体で支える体制づくりを推進する。	
福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設から一般就労への移行者数	令和3年度の年間一般就労移行者数 41人	55人	1.28倍以上
	就労定着支援事業の利用者数	令和3年度の年間就労定着支援事業利用者数 52人	74人	1.41倍以上
	就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	令和4年度末時点の就労定着支援事業所数 5箇所	2箇所	2割5分以上
相談支援体制の充実・強化等		—	総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する。	
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	研修等参加人数	—	各種研修への市職員の参加人数を、年2名以上を基本とする。	
	実施回数	—	審査結果の事業所等との共有実施回数を年1回以上を基本とする。	

障害児福祉サービス（障害児福祉計画）

障害児福祉計画には、国の基本指針に基づき、地域の実情や第2期計画の実績から、令和8年度を目標年度とした数値目標、各年度におけるサービスの見込量及び見込量を確保するための方策を盛り込んでいます。

区 分	令和8年度末目標値	目標達成の基本的方向
児童発達支援センターの設置	3箇所	すでに必要なサービス量を 提供する体制を整備してお り、引き続き、体制の維持 に努めます。
障害児の地域社会への参加・ 包容（インクルージョン）を 推進する体制	有	
主に重症心身障害児を支援す る児童発達支援事業所の確保	2箇所	
主に重症心身障害児を支援す る放課後等デイサービス事業 所の確保	2箇所	

区 分	令和8年度末目標	目標達成の基本的方向
医療的ケア児支援のための関 係機関での協議の場等の設置	有	令和8年度まで引き続き協 議の場等を設けることによ り、医療的ケア児等に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置を 含めた体制づくりについて 検討していきます。
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	有	

計画書は、長岡市ホームページからご覧いただけます。

URL <https://www.city.nagaoka.niigata.jp/>

**第7期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画
第3期障害児福祉計画 概要**

【発行】 長岡市福祉保健部福祉課

【住所】 〒940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

【電話】 (0258) 39-2218 (福祉課直通)

【FAX】 (0258) 39-2256

【電子メール】 fukushika@city.nagaoka.lg.jp